## ア社会主義連邦共和国政府との間の取極(口上書)◎一部旅券査証及び査証料の相互免除に関する日本国政府とユーゴースラヴィ

(略称) ユーゴースラヴィアとの査証免除取極

昭和四十二年五月 十五 日 昭和四十二年五月三十一日 告示 東京で (外務省告示第九五号)

昭和四十二年六月 B 効力発生

						日	
					ユ	本	
国	査	査	滞	査	 ゴ	側	
N.	証	証	在	証	ゴ	上	
法人	料免	免 除	期間	免 除	1	上書	
A)	除	Mr の	延		^		
潼	: :	除	長		7		目
内法令の遵守		外			1		
	÷			÷	ースラヴィア国民に対する免除措置	i	
:	÷	i		÷	玉	i	
			÷		民		次
			÷		に		•
:			•		対		
:	÷	i		÷	す		
i	÷	÷		÷	る	÷	
÷			÷	i	免		
•			÷		除		
			i		指		
:	:	:		i	直	÷	
:	:	i		÷	i	:	
:	÷	÷		÷	i	i	
÷	÷	į	÷	ij	i		
•			i		÷		
			•		:		
•					÷		
•		i		i		i	
:	÷	i		÷		÷	
:	÷	÷		÷		÷	
÷	•	÷	:	i		i	
:			:				
•			÷				
•			i				
五四六			i		:		~
Ŧī.		£	五	Ŧī	五		リジ
四	五四六	四	西五	四五	应五	五四五	
六	六	五	Д.	л.	11.	л.	

ユーゴースラヴィアとの査証免除取極

							日	1		
取	入	国	査	査	滞	査	本	ゴ	取	入
極	围	内	証	証	在	証	玉	1	極	¥
0	又	法	料	免	期	免	民	ス	0	又
終	は	令	免	除	間	除	に	ラ	終	は
了	滞	0	除	0	延	:	対	ヴ	了	滞
及	在	遵		除	長	i	す	1	及	在
び	0	守	i	外	:		る	ア	び	0
旧	拒	:		:			免	側	旧	拒
取	否	÷					除		取	否
極	否				•		措	上	極	
0	÷	÷	÷	÷	÷		置	書	0)	÷
終了	i		÷	÷	i	i		:	終	÷
了			i	i		į	÷		了	÷
:	÷	:	÷	:	i	•		÷		•
	÷	į	i	i	•	:				
						i			÷	
i		•	•	•	•		:		•	
÷		÷	÷	÷				i	•	÷
	÷		÷	÷	i					
i					i		:	•	i	
				•		:	i		÷	
		•							÷	•
			÷	•			:	i		
		÷	÷	•				i		÷
÷	į	i	÷	•		÷	i			:
					÷					•
:	i	÷	i	i			•			•
•	:	•	:	•	•	:		i		•
			÷	•			i			i
	•					÷		•		÷
:	:	į	į		•	÷		i		i
÷	i	÷	i		i	:	:		i	•
	:						÷		į	•
:	•									
÷	÷		÷	÷	i	i	÷	į	•	
五	五	Ŧī.	五	五	五	五	五	五	五	五
五四八	五四八	一八八	五四八	西七	五四七	西七	西七	范 七	西六	西六
八	八	八	八	七	七	七	七	七	六	六

查証免除

(1)

有

効

なユ

1

ゴ

1

ス

ラ

1

1

ゴ

1

ス ラ

ヴ

1

除対アスユ**上日** 措す国ラー**書本** 置る民ヴゴ 側 免にィー ロ

九百六十 七年 Ħ. 月 + Ŧ.

H

欧東第三 (訳文

号

外

務

省

在

日本

围

ユ

1

ゴ

1

ス ラヴ

1

ア社会主義連邦

和

国

大使 から

館

あての

口

Ŀ

書

上 書

商に 大使 に関 望するユ ゴ 置 1 を執る 館 務 スラ 関 Ļ す 省 に敬意を表するととも る関 用 千 ١ ヴ は、 1 意を有 九百六十 ゴ I ア 係 在 派を促 社会主義 日 スラヴ 1本国 することを同 七年 進する 1 一六月 **建邦共** ア国 ため 民に 日日 K [大使 K 和 ロから相下 国 対 日 日本国 ことの間 館 する査 本 E K 政 通報する光栄を有する。 互 主 証 の に入国することを希 府 一義に 旅行、 が、 及び査証 基づき次 日 本 文化及び通 国と 料の免除 の措 ュ I

ス ハラヴ イ ァ 社 会主 一義連 邦共 和  $\mathbb{K}$ 

ュ 1 ゴ 1 and

を取得することなく、 ア国民であつて、 本 K に入国 継続し グ 日本国に入国することが ア することを希望するも て三箇月をこえない 旅券を 所持する ュ 期間 できる。 0 滯 は、 在 ける 査 証

意図をもつて日

(2)をこえて延長することを希望するも  $\mathbb{R}$ L H することが 本 たユー 国 政 ゴ l 府 できる。 は、 ス ラ (1)ヴ 0 規定に基づい 1 ア 国民 一であ Ō つて、 て査証なし の滞 滯 在 期 在 間 期 に日本 間 0 を三箇月 延 長 国 に入 を

民であつて、 の規定に基づく査証の 就職 Ĺ 永住 要件 Ļ 0 免 自 除 は 由職業若 ュ ì L ゴ < 1 は他 ス ラ 0 ヴ 生 1

ア

No. 3/EUE

ing months, valid Yugoslav passports who are seeking entry t he measures from the 1st of June, take on a reciprocal basis the following Federal Republic of Yugoslavia, itating the tourist, cultural and commercial the Government of Japan, with a view to facilfor a period not exceeding three consecutive to Japan with the intention of staying there (1) The Yugoslav nationals in possession of relations between Japan and the Socialist its compliments to the Embassy of the the waiving of visas and visa fees for Federal Republic of Yugoslavia in Japan Yugoslav nationals seeking entry to Japan: has the honour to inform the Embassy that may enter Japan without obtaining Foreign Affairs presents 1967, concernis prepared

sions of the period of stay to the Yugoslav extend the period of stay beyond three months a visa under paragraph (1) above, desire to nationals who, having entered Japan without (2) The Government of Japan may grant exten-

paragraph (1) above shall not apply to Yugoslav nationals who desire to enter (3) The waiver of visa requirements under to enter Japan

スラヴィアとの査証免除取極

\_

ì

ı,

な て日本国に入国することを希望するものについては、 事し、又は継続して三箇月をとえる期間 業を営み、 5 報酬を 得る目的 で芸能 ヘス ポ 滯 在する意図をもつ ツを含む。 )に従 適用し

1

証料免 (4) 查証 が必要とされ、 かつ、 付与されるときは、 日本国の権

除査

限のある外交及び領事当局は、

その査証に

ついてい

かなる手

の遵守令 (5) 及び出 数料をも徴収しない。 ュ 1 ①の規定に基づく査証 ゴ 国に関する ースラヴィ 日 ア国民に対 本国の法令に 0 要件の Ĺ 免除 服することを免除するもの 外国人の入国、 は、 日本 国 滞在、 に入国 する 居住

ではない。

了取了取 極及極 のびの 終旧終 否滞入 在国 の又 拒は (6)(7)利 国民に対し、 規定を終了させることが 日 を留保する。 日本国政 本 国政府は、 府 日本 は、 国に 書 好ましくないと認 面 による二箇月の予告をも 入国し又は滞 できる。千九百六十四 在 めるユ することを拒否す I ゴ 年 って ì - 大月二 ス ラヴ 前 記 一十五 うる権 0 1 諸 ア

する措置は、 日付け

千

九百六十七年五月三十

一日に終了する。

on the

31st of May,

1967.

の口上書に基づい

て実施されている査証料の免除に

関

competent Japanese diplomatic and consular consecutive months. authorities (4) For visas, when required and will not charge any fees. granted,

staying there for a

period exceeding three

intention

0 f

public entertainment (including sport) for sion or other occupation or of engaging in

permanent residence, of exercising a profeswith the intention of seeking employment or

remunerative purposes or with the

sity of complying with slav nationals entering Japan from the necesthe Yugoslav nationals considered undesirable to refuse the entry into or stay in Japan to dence and exit of aliens. regulations concerning the entry, stay, resiparagraph (1) above does not exempt the Yugo-(6) The Government of Japan reserves the right (5) The waiver of the visa requirements the Japanese laws and under

Notes dated June 25, 1964, will be terminated fees, which are being applied pursuant to the The measures concerning the waiving of visa foregoing by giving two months' written notice (7) The Government of Japan may terminate the

Tokyo, May 15, 1967.

(3)

(1)

0

規定に基づく

·查証 由

一の要件

の免除は、

日本国民であつて、

するもの

の

滞在

期

間

0

延

長を許

一可することができる。

就

職

住

自

業

若

Ś

は他の生業を営み、

報酬を

٦.

ĵ

ゴスラヴィアとの査証免除取極

延滞 長在期間

耳

一主義に基づき次の

措置

を執る用意を有することを同

省

K

通

報

及び

査証

料

する光栄を有する。

查証免除

免に日**書**アスユ 除対本 **側**ラー 措す国 ロヴゴ 置る民 上ィー

国

ス ラヴ I ゴ İ 1 ア社会主 ュ 1 1

1 0 間 政 意 ゴ 心を表 府 I 1 の旅行、 スラヴ が ゴ いするとともに、 1 ュ ィ 文化及び通 の免除に関し、 アに入国することを希望 スラヴ 商 K 関 ア 義連邦 ゴ 千九百六十七年六 社会主 する関係を促 1 ス ラヴ 共和 義 1 国大使館は、 車 する日本国 ァ 邦 進 共 社会主 和国 するた 月 と日 民 義 んに対 外務 日から相 め 連 ĸ 邦 本 する 省 玉 共 لح 和 ٦.

(2)(1)民であ 三箇月をこえな K 1 なく、 ュ アに入国 有 効 1 な日 つて、 ゴ ユ I 1 7 査 することを希望するものは、 スラヴ 本国旅券を所持する日本国民であつて、 証 滯 1 在 な ス 5 期 ラヴィアに入国することができる。 期 1 L 龍 K 間 . Э 社 を三箇 滞在する意図 I 一会主 ゴ゜ 月 1 義 をこえて延長することを スラヴィアに入国した 連邦共和国政 をもつてユー 查証 府は、 を取得 ゴ 継続 すること Ī (1) 日 0 ス 規定 **、**ラヴ 希室 本国 して

No.173-67

訳文

在

I

ュ

1

ス

゛ヴ

1

ァ

社

会

主義連邦

共

い 和国

一大使

館 日本 か

ら外外

務

省 1

あ ゴ

7

Ō

口上 ラ

九百六十

Ė 六七

年五

月

十五

日

L

書

一七三丨

concerning the waiving of visas and visa between the S.F.R. of Yugoslavia and Japan, tourist, cultural and commercial relations public (1) The Japanese nationals in possession of Yugoslavia: for the Japanese nationals seeking entry following measures from the 1st of June, is prepared to take on a reciprocal basis the Yugoslavia, with a view to facilitating the honour to inform the latter that the Govern-Ministry of Foreign Affairs and has the of Yugoslavia presents its compliments Embassy of the Socialist Federal Republic of Socialist Federal Re-1967,

above, obtaining a visa. secutive months, may enter Yugoslavia without there for a period not exceeding three convalid Japanese passports who are seeking entry beyond Yugoslavia without a visa under paragraph (1) the Japanese nationals who, having entered may to Yugoslavia with the intention (3) The waiver of visa requirements under grant extensions of the period of stay to The Government of the S.F.R. of Yugoslavia desire to extend the period of stay three months. of staying

paragraph (1) above shall not apply

to the

五 四 t

ーは

継

続し

スラヴ

用しない。

除査 証料免 (4) 1 7 得る目 查証 アに入国することを希望するものについては、 箇月をこえる期 が 的 必要とされ、 で芸能 ヘス 間 ポ 滞在 1 ッ を含 する意図をもつてユ ţ )に従事 1 又 適 ゴ

ラヴ ていかなる手数料 . 1 アの )権限 のある外交及び領事当局は、 をも徴収しない。 かつ、付与されるときは、 その 査 ュ 証 1 K ゴ いつい I

の 遵 守 会 (5)アに Q, 出 するも (1) 入国 E の規 K 定定に 0 関 する日 では するユ |基づく査証 なかい 本 Ī 国民に対し、 o ゴ Ī ス の要件 ラヴ 1 外 の免除は、 Í アの法令に服することを免 人の入国、 ュ I 滯 ゴ 在、 I ス 居 ラ 住 ヴ 及 1

否滞入 在国 の又 拒は (6)ない んは ュ 滞在 と認 Ī ゴ いめる することを拒否 I ス H ラヴィ 本国 民 ァ K 社 対 する権 会 べし、 主義 利 連 ユ を留 邦共 1 ゴ 保 1 和 いする。 国政 ス ラ ゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙ 府 1 は、 ア K 好 入国 ましく

(7) Ł 7 る二 できる。 年五月三 実施さ ュ 簡月の 1 ゴ 7 ì n  $\overline{+}$ てい 九百 予告をもつ ス ラ 日に終了する。 . る査 1六十四 ヴ ィア 証料の 年六 て、 ·社会 免除 月二十五 前記 主義 連 K 0 諸 関 邦 規定 日 する 共 付 和 措置 けの 国政 を終了させ は、  $\Box$ 府 上書 は 千  $\bar{\mathbb{C}}$ 九 るとと 書 百 を基づい 面 1六十 K が ľ

了取了取 極及極 のびの 終旧終

1.

進

ì

ゴ

1

ス

ラ

ヴ

1

ァ

社

会主義連邦

共

和

 $\mathbb{R}$ 

大使館

は

以上

一を申

public of Yugoslavia

Embassy of the Socialist Federal Re-

avails

itself of this

めるに際し、

ここに重ねて外務省に向

かつて敬意を表する。

Japanese nationals who desire to enter Yugoslavia with the intention of seeking employment or permanent residence, of exercising a profession or other occupation or of engaging in a public entertainment (including sport) for remunerative purposes or with the intention of staying there for a period exceeding three consecutive months.

(4) For visas, when required and granted, the competent Yugoslav diplomatic and consular authorities will not charge any fees.

(5) The waiver of the visa requirements under paragraph (1) above does not exempt the Japanese nationals entering Yugoslavia from the necessity of complying with the Yugoslav laws and regulations concerning the entry, stay, residence and exit of aliens.

(6) The Government of the S.F.R. of Yugoslavia reserves the right to refuse the entry into or stay in Yugoslavia to the Japanese nationals considered undesirable.

(7) The Government of the S.F.R. of Yugoslavia may terminate the foregoing by giving two months' written notice. The measures concerning the waiving of visa fees, which are being applied pursuant to the Notes dated June 25, 1964, will be terminated on the 31st of May, 1967.

opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs the assurance of its highest consideration.

The Ministry of Foreign Affairs

To k v o

旅券の査証料相互免除取極(昭和三十九年二国間条約集)を終了させることを定めたものである。部旅券の査証及び査証料の相互免除を行なうこと及び 両国 政 府間 の昭和三十九年六月二十五日の一部この取極は、日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国政府との間で相互主義に基づき一 (参考)